

小型無人機等（ドローン等）の飛行区域に関するお知らせ

- 「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」（平成28年法律第9号。（以下「本法」という。）第10条第1項の規定に基づき、**指定された施設の敷地又は区域及びその周囲おおむね300メートルの地域（対象施設周辺地域）**の上空においては、**小型無人機等の飛行が禁止**されています。

鹿児島県では、これまでに、川内原子力発電所、陸上自衛隊川内駐屯地、航空自衛隊下甕島分屯基地（庁舎等地区）、航空自衛隊下甕島分屯基地（場外離着陸場）、海上自衛隊鹿屋航空基地、海上自衛隊串良送信所、海上自衛隊鹿屋航空基地古江貯油処、陸上自衛隊奄美駐屯地、航空自衛隊奄美大島分屯基地、情報本部喜界島通信所、陸上自衛隊奄美駐屯地瀬戸内分屯地、航空自衛隊沖永良部島分屯基地、海上自衛隊鹿児島音響測定所、海上自衛隊奄美基地分遣隊、陸上自衛隊国分駐屯地の15箇所が指定されていましたが、新たに

陸上自衛隊霧島演習場 陸上自衛隊佐多射撃場

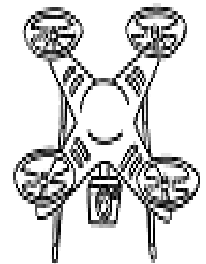
が対象防衛関係施設として指定されました。

対象原子力事業所である川内原子力発電所については、株式会社九州電力のウェブサイト、また、対象防衛関係施設については、防衛省・自衛隊ウェブサイトをご参照ください。

- 本法の規制の対象となる小型無人機等とは、次のとおりです。

① **小型無人機（いわゆる「ドローン」等）**

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの



② **特定航空用機器**

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）

(a) **操縦装置を有する気球**

(b) **ハングライダー（原動機を有するものを含む。）**

(c) **パラライダー（原動機を有するものを含む。）**

(d) **回転翼の回転により生ずる力により地表又は水面から浮揚した状態で移動す**

ることができ、かつ、操縦装置を有する機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（航空法第2条第1項に規定する航空機に該当するものを除く。）

- (e) 下方へ噴出する気体の圧力の反作用により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、かつ、操縦装置を有する機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの

○ 飛行禁止の例外について

小型無人機等の飛行禁止の例外として、

- ① **対象施設の管理者又はその同意を得た者**が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行
- ② **土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者**が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行
- ③ **国又は地方公共団体の業務**を実施するために行う小型無人機等の飛行

については適用されません。

ただし、対象防衛関係施設及び対象空港の施設又は区域の上空については、上記②、③であっても、**対象施設の管理者の同意が必要**となりますので、あらかじめ当該施設管理者へ問い合わせてください。



○ 通報について

対象施設周辺地域の上空において、小型無人機等の飛行を行おうとする者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を当該小型無人飛行機等の飛行に係る**対象施設周辺地域を管轄する警察署長を経由して鹿児島県公安委員会に通報**する必要があります。

対象施設周辺地域において、小型無人機等の飛行を行う場合の手続きについては、本ウェブサイト内の「**対象施設周辺地域において小型無人機等の飛行を行う場合の手続**」をご覧ください。

なお、令和4年6月20日、本法施行規則の一部が改正され、「**小型無人機等の飛行に関する通報書**」については、飛行させるドローン等に登録記号が表示されている場合（対象施設の管理者又は土地の所有者及び占有者が飛行させる場合（別記様式第一号））及び（国又は地方公共団体の業務を実施する者（別記様式第二号））に様式が変更されていますので、通報書作成の際は、本ウェブサイト内の通報書を使用してください。

また、県警察では、警察行政手続サイトを通じて、オンライン上で通報を受け付けていますが、オンライン上で行われる通報は、通報の内容等の基本的な事項に関して、対面で行う通報と変わりはありません。

オンライン上の通報を希望される方は、本ウェブサイト内の「**警察行政手続サイトについて** (<https://proc.npa.go.jp/>)」をご覧ください。

○ 違反に対する警察官等による命令・措置について

警察官等は、本法の規定に違反して小型無人機等の飛行を行っている者に対し、**機器の対象施設上空からの退去その他の必要な措置をとる**ことを命ずることができます。

また、一定の場合には、やむを得ない限度において、小型無人機等の**飛行の妨害、機器の破損その他の必要な措置をとる**ことができます。

○ 罰則

本法に違反して、

- ① 対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者
- ② 本法第11条第1項の規定による警察官等の命令に違反した者

は、「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に処せられます。

小型無人機等飛行禁止法の概要については、本ウェブサイト内の「[小型無人機等飛行禁止法の概要](#)」をご覧ください。

○ 鹿児島県内の対象施設及び対象施設周辺を管轄する警察署

- ・ 川内原子力発電所，航空自衛隊下甕島分屯基地及び陸上自衛隊川内駐屯地を管轄する警察署

薩摩川内警察署（0996-20-0110）

薩摩川内市原田町1番1号

- ・ 陸上自衛隊霧島演習場の一部を管轄する警察署

伊佐湧水警察署（0995-22-0110）

伊佐市大口里2786番地1

※陸上自衛隊霧島演習場は、本県と宮崎県にまたがるため、伊佐湧水警察署だけでなく、宮崎県警察えびの警察署への連絡も必要です。



かこバトくん

さくらロールちゃん

- ・ 陸上自衛隊佐多射撃場を管轄する警察署

錦江警察署（0994-22-0110）

肝属郡錦江町馬場438番地

- ・ 海上自衛隊鹿児島音響測定所，陸上自衛隊国分駐屯地を管轄する警察署

霧島警察署（0995-47-0110）

霧島市国分中央3丁目44番22号

- ・ 海上自衛隊鹿屋航空基地，海上自衛隊串良送信所及び海上自衛隊鹿屋航空基地古江貯油処を管轄する警察署

鹿屋警察署（0994-44-0110）

鹿屋市寿3丁目8番30号

- ・ 情報本部喜界島通信所，陸上自衛隊奄美駐屯地及び航空自衛隊奄美大島分屯基地を管轄する警察署

奄美警察署（0997-53-0110）

奄美市名瀬長浜町5番2号

- ・ 陸上自衛隊奄美駐屯地瀬戸内分屯地，海上自衛隊奄美基地分遣隊を管轄する警察署

瀬戸内警察署（0997-72-0110）

大島郡瀬戸内町大字古仁屋1283番地24

- ・ 航空自衛隊沖永良部分屯基地を管轄する警察署
沖永良部警察署（０９９７－９２－０１１０）
大島郡和泊町和泊１２０番地

○ 通報書の様式一覧

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律
施行規則（令和２年国家公安委員会規則第13号）

小型無人機等の飛行に関する通報書（第3条関係）【別記様式第一号】

小型無人機等の飛行に関する通報書（第4条関係）【別記様式第二号】